

厚生労働科学研究費補助金

医療安全・医療技術評価総合研究事業

新歯科医師臨床研修制度における研修歯科医師指導に関する
研究（修了基準に関する研究を含む）（H18-医療-一般-048）

平成18年度 総括研究報告書

主任研究者 花田 信弘

平成19(2007)年4月

目 次

I. 総括研究報告

新歯科医師臨床研修制度における研修歯科医師指導に関する研究

花田信弘 ----- 1

II. 分担研究報告

1. 臨床研修指導カリキュラムの作成に関する研究

安藤雄一 -----3

2. 歯科医療安全ガイドラインの作成に関する研究

今井 奨 -----7

3. 指導ガイドラインに関する研究

石井拓男 -----11

III. 研究成果の刊行に関する一覧表 -----17

IV. 研究成果の刊行物・別刷 -----18

(資料) 新歯科医師臨床研修制度における指導ガイドライン (試行版)

総括研究報告書

新歯科医師臨床研修制度における研修歯科医師指導に関する研究
（修了基準に関する研究を含む）（H18・医療一般・048）

主任研究者 花田信弘 国立保健医療科学院・部長

研究要旨

新歯科医師臨床研修制度が実施されるにあたり、過去においては各大学が独自に臨床研修制度を行っていたため、統一されたガイドラインが存在していなかった。そこで本研究において研修医制度を実施している大学から資料を取り寄せ、分担研究者に臨床指導カリキュラム、指導ガイドライン、医療安全ガイドラインの3点に焦点をあてガイドラインの作成を依頼した。また、その他必要な事項に対して主任研究者が補完を行い、国立保健医療科学院のホームページに掲載可能な状態にまで電子化作業を行った。今後はさらに研修実施機関の実情を考慮しガイドラインをさらに改変していく必要がある。

分担研究者氏名・所属機関名及び所属機関
における職名

安藤雄一・国立保健医療科学院・室長

今井奨・国立保健医療科学院・室長

石井拓男・東京歯科大学・教授

ガイドライン、医療安全ガイドラインの3点に焦点をあてガイドラインの作成を分担研究者に依頼した。また、その他必要な事項に対して主任研究者が補完を行い、国立保健医療科学院のホームページに掲載可能な状態にまで電子化を行うことを目的とする。

研究協力者・所属機関名及び所属機関にお
ける職名

星 佳芳・国立保健医療科学院・室長

高水正明・鶴見大学歯学部・教授

野村義明・鶴見大学歯学部・講師

B. 研究方法

医師臨床研修制度における指導ガイドライン試行版を元に、種々の文献を参考にし、新歯科医師臨床研修制度用のガイドラインを作成した。また、このガイドラインを国立保健医療科学院のホームページに掲載可能な状態にまで電子化を行うため、分担および協力研究者に校閲を依頼した。

C. 研究結果

臨床研修指導ガイドラインとして、新歯科医師臨床研修における歯科医師が身につけるべ

A. 研究目的

新歯科医師臨床研修制度が実施されるにあたり、過去においては各大学が独自に臨床研修制度を行っていたため、統一されたガイドラインが存在していなかった。そこで本研究において研修医制度を実施している大学から資料を取り寄せ、臨床指導カリキュラム、指導

き基本事項、具体的な研修内容として研修歯科医自らが確実に実践できる「基本習熟コース」、頻度高く臨床において経験できる内容となる「基本習得コース」に分類を行い、到達目標を定めた。

指導ガイドラインとして、新歯科研修医制度における指導医の役割を明確にするため、指導体制として、管理者、研修管理委員会、プログラム責任者、研修実施責任者、臨床研修指導歯科医、研修歯科医の指導における歯科医師以外の医療スタッフの役割の基準を明示した。また指導歯科医が遵守すべき事項として指導歯科医の選任と契約、指導歯科医の研修、指導歯科医間の関係を定めた。

医療安全ガイドラインとして、医療における過誤可能性に対する基本概念を提示し、医療安全体制として特定機能病院及び医師臨床研修病院以外の歯科医師臨床研修施設について確保すべき事項として、医療に係る安全管理のための指針を整備すること。医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。医療に係る安全管理を行う者を配置すること。の各項目に対して具体的なガイドラインを提示し、体制整備に努めることとして、病院においては、医療に係る安全管理を行う部門を設置すること。患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。の2項目に対しても具体的なガイドラインを示した。

上記の臨床研修指導ガイドライン、指導ガイドライン、医療安全ガイドラインの3つのガイドラインを根幹にしてガイドラインのアウト

ラインを作成した。その後、不足部分を補完しガイドラインのドラフトを作成し、分担および協力研究者に校閲を依頼し国立保健医療科学院のホームページに掲載可能な状態にまで電子化を行った。

D. 考察

本ガイドラインは、可能な限り、研修医受け入れ施設の実情を考慮し作成したものであるが、今後さらに多くの受け入れ施設の実情を考慮し改変してゆく必要がある。また、さらに、実施にあたり詳細な実施マニュアルの作成も行っていく必要がある。

E. 結論

臨床指導カリキュラム、指導ガイドライン、医療安全ガイドラインの3点を根幹にガイドラインの作成を行った。また、その他必要な事項に対して主任研究者が補完を行い、国立保健医療科学院のホームページに掲載可能な状態にまで電子化作業を行った。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

なし

厚生労働科学研究費補助金（医療安全・医療技術評価総合研究事業研究事業）
分担研究報告書

新歯科医師臨床研修制度における研修歯科医師指導に関する研究（修了基準に関する研究を含む）（H18-医療-一般-048）

臨床研修指導カリキュラムの作成に関する研究

分担研究者 安藤雄一・国立保健医療科学院・室長
研究協力者 星 佳芳・国立保健医療科学院・室長

研究要旨

新歯科医師臨床研修における歯科医師が身につけるべき基本事項、具体的な研修内容として研修歯科医自らが確実に実践できる「基本習熟コース」、頻度高く臨床において経験できる内容となる「基本習得コース」に分類を行い、到達目標を定めた。

A. 研究目的

新歯科医師臨床研修制度において歯科医師としての基盤形成の新卒時期に歯科医師がどのような内容を研修するかは、本制度に対して最も根幹となる事項である。近年の歯科医学の進歩や医薬品・歯科材料等の革新等に伴って、歯科医療技術はますます高度化・専門化が進んでいる上に、高齢化に伴う疾病構造の変化や国民のニーズの多様化、患者の権利意識の向上に伴う患者と歯科医師とのコミュニケーションの在り方の変化などが進み、歯科医療を取り巻く環境は大きな変貌を遂げている。これからの歯科医療は、患者に必要な情報を十分提供し、患者が納得して医療を受けられるよう十分なコミュニケーションを図り、予後を踏まえた診療計画を立てることが望まれる。更に口腔の疾病治癒・機能回復のみを目指すのではなく、口腔に関係した全身管理を含めた健康回復・増進を図るといった総合性が要求される。こうした状況を踏まえ、研修歯科医が臨床歯科医師として患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格

をかん養し、総合的な歯科診療能力を身につけ、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることを目的とする立場から、研修項目の選定を行わなければならない。しかし、その一方で一年間という限られた時間の中で修得できる項目には限りがある。そのため、効率よく研修内容を修得すること、歯科医師として将来必要となる事項の基本概念を研修できるよう配慮を行い、研修項目を選定した。

B. 研究方法

すでに研修医制度が実施されている歯科大学（鶴見大学）から各大学のカリキュラムを情報収集し、その内容を検討し、研修歯科医自らが確実に実践できる「基本習熟コース」、頻度高く臨床において経験できる内容となる「基本習得コース」に分類を行い、各研修内容に対して医道審議会歯科医師分科会が平成16年9月28日に示した「歯科医師臨床研修検討部会意見書」に準拠し、到達目標を定めた。

C. 研究結果

1. 新歯科医師研修修了後の歯科医師が身に

つけるべき基本事項として以下の8項目を選
定した。

- 1 歯科医師として好ましい態度・習慣を身に付け、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。
- 2 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
- 3 歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身に付ける。
- 4 一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- 5 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
- 6 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身に付ける。
- 7 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け、生涯研修の意欲への動機付けをする。
- 8 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

2. 基本習熟コース、基本習得コースの項目としてはそれぞれ以下の項目を選定した。

「基本習熟コース」

(1)医療面接 (2)総合診療計画 (3)予防・治療基本技術 (4)応急処置 (5)高頻度治療 (6)医療管理・地域医療2 歯科医師臨床研修

「基本習得コース」

(1)救急処置(2)医療安全・感染予防(3)経過評価管理(4)予防・治療技術(5)医療管理(6)地域医療 2) 歯科医師臨床の項目を選定した。

3. 到達目標

「基本習熟コース」については、研修歯科医自らが確実に実践できることが基本であり、臨床研修修了後に習熟すべき「基本習得コース」については、頻度高く臨床において経験することが望ましいものである。

1 歯科医師臨床研修 「基本習熟コース」

一般目標

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

(1)医療面接

【一般目標】

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

【行動目標】

- 1 コミュニケーションスキルを実践する。
- 2 病歴(主訴, 現病歴, 既往歴及び家族歴)聴取を的確に行う。
- 3 病歴を正確に記録する。
- 4 患者の心理・社会的背景に配慮する。
- 5 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。
- 6 患者の自己決定を尊重する(インフォームドコンセントの構築)。
- 7 患者のプライバシーを守る。
- 8 患者の心身におけるQOL(Quality Of Life)に配慮する。
- 9 患者教育と治療への動機付けを行う。

(2)総合診療計画

【一般目標】

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

【行動目標】

- 1 適切で十分な医療情報を収集する。
- 2 基本的な診察・検査を実践する。
- 3 基本的な診察・検査の所見を判断する。
- 4 得られた情報から診断する。
- 5 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。
- 6 十分な説明による患者の自己決定を確認する。

7 一口腔単位の治療計画を作成する。

(3) 予防・治療基本技術

【一般目標】

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

【行動目標】

- 1 基本的な予防法の手技を実施する。
- 2 基本的な治療法の手技を実施する。
- 3 医療記録を適切に作成する。
- 4 医療記録を適切に管理する。

(4) 応急処置

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- 1 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- 2 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- 3 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

(5) 高頻度治療

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- 1 齶蝕の基本的な治療を実践する。
- 2 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
- 3 歯周疾患の基本的な治療を実践する。
- 4 抜歯の基本的な処置を実践する。
- 5 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。

(6) 医療管理・地域医療

【一般目標】

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

【行動目標】

- 1 保険診療を実践する。
- 2 チーム歯科医療を実践する。
- 3 地域医療に参画する。
- 2 歯科医師臨床研修「基本習得コース」

一般目標

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う。

(1) 救急処置

【一般目標】

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- 1 バイタルサインを観察し、異常を評価する。
- 2 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
- 3 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- 4 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- 5 一次救命処置を実践する。
- 6 二次救命処置の対処法を説明する。

(2) 医療安全・感染予防

【一般目標】

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- 1 医療安全対策を説明する。
- 2 アクシデント及びインシデントを説明する。

3 医療過誤について説明する。

4 院内感染対策(Standard Precautionsを含む)を説明する。

5 院内感染対策を実践する。

(3)経過評価管理

【一般目標】

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対する

フィードバックに必要な知識,態度及び技能を習得する。

【行動目標】

1 リコールシステムの重要性を説明する。

2 治療の結果を評価する。

3 予後を推測する。

(4)予防・治療技術

【一般目標】

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

【行動目標】

1 専門的な分野の情報を収集する。

2 専門的な分野を体験する。

3 POS(Problem Oriented System)に基づいた医療を説明する。

4 EBM(Evidence Based Medicine)に基づいた医療を説明する。

(5)医療管理

【一般目標】

適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

【行動目標】

1 歯科医療機関の経営管理を説明する。

2 常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。

3 適切な放射線管理を実践する。

4 医療廃棄物を適切に処理する。

(6)地域医療

【一般目標】

歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識,態度及び技能を習得する。

【行動目標】

1 地域歯科保健活動を説明する。

2 歯科訪問診療を説明する。

3 歯科訪問診療を体験する。

4 医療連携を説明する。

D. 考察

以上のように各項目を選定したが、これらの項目を具体的にどのような方法で修得させてゆくかは今後の課題であり、今後多くの臨床現場からの意見を収集し、ガイドラインの実践マニュアル作成に発展させていく必要がある。

E. 結論

新歯科医師臨床研修における歯科医師が身につけるべき基本事項を定め、具体的な研修内容として研修歯科医自らが確実に実践できる「基本習熟コース」、頻度高く臨床において経験できる内容となる「基本習得コース」に分類を行い、到達目標を定めた。

F. 研究発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

なし

厚生労働科学研究費補助金（医療安全・医療技術評価総合研究事業研究事業）
分担研究報告書

新歯科医師臨床研修制度における研修歯科医師指導に関する研究（修了基準に関する研究を含む）（H18-医療-一般-048）

歯科医療安全ガイドラインの作成に関する研究

分担研究者 今井 奨・国立保健医療科学院・室長
研究協力者 星 佳芳・国立保健医療科学院・室長

研究要旨

医師臨床研修制度における指導ガイドライン試行版を改変し、医療における過誤可能性に対する基本概念を提示し、医療安全体制として特定機能病院及び医師臨床研修病院以外の歯科医師臨床研修施設について確保すべき事項として、医療に係る安全管理のための指針を整備すること。医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。医療に係る安全管理を行う者を配置すること。の各項目に対して具体的なガイドラインを提示し、体制整備に努めることとして、病院においては、医療に係る安全管理を行う部門を設置すること。患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。の2項目に対しても具体的なガイドラインを示した。

A. 研究目的

新歯科医師研修制度においては、新卒の歯科医師が対象となるため、その根幹として医療安全を確保することは必須である。医療安全が担保されない状態では医療事故の発生を未然に防ぐことが不可能になるばかりではなく、国民に対する歯科医療の信頼性を失いさらに国民の不利益につながる可能性すら否定できない。以上の観点から医療における過誤可能性と医療安全のための体制に対して検討を行った。

B. 研究方法

医師臨床研修制度における指導ガイドライン試行版を改変し、医療における過誤可能性に対する基本概念を提示し、医療安全体制として特定機能病院及び医師臨床研修病院以外の歯科医師臨床研修施設について遵守すべき事

項を整理した。

C. 研究結果

1. 医療における過誤可能性

臨床では、医療の不確実性を意識しておかねばならない。どのような不確実性があるのか考える上で参考になる例を紹介する。1. 本質的過誤可能性 正しい知識が確定していない(正解がない) 2. 偶然的過誤可能性 正しい知識を採用しない(正解を知らない) 3. 必然的過誤可能性 個体差による不確実性(正解どおりにならない) たとえば、原因不明の難病の研究は主に1番目の過誤可能性を減らすことを目指している。EBMは2番目の、テーラーメイド医療は3番目の過誤可能性をそれぞれ減らすための活動であると言えるだ

ろう。これらに加えて、いわゆる「ミス」による不確実性もある。実際の臨床現場では、これらのどれが関係しているのか、それさえわからないことも少なくないが、診療上の判断、患者や家族への説明、そして不確実性への対策などを具体的に考える際に、論点を整理するのに役立つ。

2. 医療安全のための体制

特定機能病院及び医師臨床研修病院以外の歯科医師臨床研修施設については、次に掲げる事項を満たすこと。

(1) 単独型臨床研修施設及び管理型臨床研修施設においては、以下の安全管理のための体制を確保しなければならないこと。

1 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。

医療に係る安全管理のための指針とは、次に掲げる事項を文書化したものであり、また、医療に係る安全管理のための委員会において策定及び変更するものであること。

ア 医療機関における安全管理に関する基本的考え方

イ 医療に係る安全管理のための委員会その他医療機関内の組織に関する基本的事項

ウ 医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針

エ 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

オ 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

カ 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他医療安全の推進のために必要な基本方針

2 医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。

医療に係る安全管理のための委員会（以下「安全管理委員会」という）とは、医療機関内の安全管理の体制の確保及び推進のために設けるものであり、次に掲げる基準を満たす必要があると。なお、無床診療所においては職員会議をもって委員会としてよいこと。

ア 安全管理委員会の管理及び運営に関する規程が定められていること。

イ 重要な検討内容について、患者への対応状況を含め管理者へ報告すること。

ウ 重大な問題が発生した場合は、速やかに発生の原因を分析し改善策の立案及び実施並びに職員への周知を図ること。

エ 安全管理委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行うこと。

オ 安全管理委員会は月1回程度開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催すること。

カ 各部門の安全管理のための責任者等で構成されること。

3 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。

医療に係る安全管理のための職員研修とは、医療に係る安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について当該医療機関の職員に周知徹底を行うことで、個々の職員の安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上等を図るものであること。

本研修は、医療機関全体に共通する安全管理に関する内容について、定期的に開催するほか、必要に応じて開催すること。また、研修の実施内容について記録すること。

4 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。

医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策とは、医療機関内で発生した事故の安全管理委員会への報告等、あらかじめ定められた手順や事例収集の範囲等に関する規程に従い事例を収集、分析することにより医療機関における問題点を把握して、医療機関の組織としての改善策の企画立案やその実施状況を評価するものであること。また、重大な事故の発生時には、速やかに管理者へ報告すること等を含むものであること。なお、事故の場合にあっての報告は診療録や看護記録等に基づき作成すること。

5 医療に係る安全管理を行う者を配置すること。

医療に係る安全管理を行う者（以下「安全管理者」という）とは、当該施設における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、施設内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。

ア 医師、歯科医師、薬剤師、看護師又は歯科衛生士のうちのいずれかの資格を有していること。

イ 医療安全に関する必要な知識を有していること。

ウ 病院においては、当該施設の医療安全に関する管理を行う部門に所属していること。

エ 当該施設の医療に係る安全管理のための委員会（以下「安全管理委員会」という）の構成員に含まれていること。

6 病院においては、医療に係る安全管理を行う部門を設置すること。

医療に係る安全管理を行う部門（以下「安全管理部門」という）とは、安全管理者及びその他必要な職員で構成され、安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該施設内の安全管理を担う部門であって、次に掲げる業務を行うものであること。

ア 安全管理委員会で用いられる資料及び議事録の作成及び保存、その他安全管理委員会の庶務に関すること。

イ 事故等に関する診療録や看護記録等への記載が正確かつ十分になされていることの確認を行うとともに、必要な指導を行うこと。

ウ 患者や家族への説明など事故発生時の対応状況について確認を行うとともに、必要な指導を行うこと。

エ 事故等の原因究明が適切に実施されていることを確認するとともに、必要な指導を行うこと。

オ 医療安全に係る連絡調整に関すること。

カ その他医療安全対策の推進に関すること。

7 患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。

患者からの相談に適切に応じる体制を確保することとは、病院においては、当該施設内に患者相談窓口を常設し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保するものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。また、これらの苦情や相談は医療機関の安全対策等の見直しにも活用されるものであること。

ア 患者相談窓口の活動の趣旨、設置場所、担当者及びその責任者、対応時間等について、患者等に明示されていること。

イ 患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取扱、相談情報の秘密保護、管理者への報告等に関する規約が整備されていること。

ウ 相談により、患者や家族等が不利益を受けないよう適切な配慮がなされていること。

なお、診療所においては、意見箱等の患者からの意見を適切に収集する体制をもって代えてよいこととする。この場合も上記ア～ウに準ずる体制を確保すること。

(2) 協力型臨床研修施設においては、上記の1から5までの体制を確保し、6及び7の体制整備に努めること。なお、当該施設内に患者からの相談に適切に応じる体制が確保されない場合にあっては、管理型臨床研修施設等に患者相談窓口を確保し、その活動の趣旨、設置場所、担当者及びその責任者、対応時間等について、患者等に明示すること。

D. 考察

以上のように医療安全体制に対する要件等を定めたが今後、受け入れ施設の実情に則し、改変していく必要がある。

E. 結論

医師臨床研修制度における指導ガイドライン試行版を改変し、医療における過誤可能性に対する基本概念を提示し、医療安全体制として特定機能病院及び医師臨床研修病院以外の歯科医師臨床研修施設について確保すべき事項として、医療に係る安全管理のための指針を整備すること。医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。医療に係る安全管理を行う者を配置す

ること。の各項目に対して具体的なガイドラインを提示し、体制整備に努めることとして、病院においては、医療に係る安全管理を行う部門を設置すること。患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。の2項目に対しても具体的なガイドラインを示した。

F. 研究発表
なし

G. 知的財産権の出願・登録状況
(予定を含む)
なし

厚生労働科学研究費補助金（医療安全・医療技術評価総合研究事業研究事業）
分担研究報告書

新歯科医師臨床研修制度における研修歯科医師指導に関する研究（修了基準に関する研究を含む）（H18-医療-一般-048）

指導ガイドラインの作成に関する研究

分担研究者 石井拓男・東京歯科大学社会歯科学・教授
研究協力者 星 佳芳・国立保健医療科学院・室長

研究要旨

新歯科研修医制度における指導医の役割を明確にするため、指導体制として、管理者、研修管理委員会、プログラム責任者、研修実施責任者、臨床研修指導歯科医、研修歯科医の指導における歯科医師以外の医療スタッフの役割の基準を明示した。また指導歯科医が遵守すべき事項として指導歯科医の選任と契約、指導歯科医の研修、指導歯科医間の関係を定めた。

A. 研究目的

プライマリ・ケアの診療能力を養成することを制度の中核理念とする本制度においては、指導歯科医の資格要件についても、省令上、「プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験及び能力を有していること」と規定されている。研修歯科医の教育に情熱を有し、一般的に頻繁に経験するcommon diseases についての幅広い臨床能力をもつことが、良き指導歯科医となるための「必要条件」と考えられるが、従来のが国の臨床研修は専門医志向のストレート研修が中心であったために、もともとそのような資質を有する人材は多くない。「教えることは学ぶことである」といわれるが、すでに専門医資格を有している指導歯科医においても、研修歯科医の実地指導又は指導歯科医講習会を通じて、いま一度プライマリ・ケアについて学ぶ努力が必要とされる。新制度において新たに指導歯科医となった

者の多くは、教育指導に関する知識や技術を体系的に身につけていなかったため、厚生労働省では研修病院における全国的な指導水準の確保を目的とした検討が必須である。

B. 研究方法

医師臨床研修制度における指導ガイドライン試行版を以下に列挙する文献を参考に改変した。指導歯科医には、単に医学知識や臨床手技を教える他、その他の様々な役割を果たすことが求められたため、指導歯科医の役割を指導体制として6つに整理した。さらに指導歯科医の資格要件、研修、処遇などについてした。

Harden, R. M., Sowden, S., Dunn, W. R. Educational strategies in curriculum development: the SPICES model. Med Educ :18;284-297 1984. 伴信太郎:指導歯科医の役割とノウハウ. JIM 6(7), 592-596, 1996.
伴信太郎:内科臨床教育の実践技法. 最新内科学体系 プロGRESS 1 ;総合診療、30

—37. 中山書店、東京、1998. L. J. Farquar, Michigan St. Univ. 1979. 中川米造. 医学の不確実性. 東京：日本評論社. Hewson MG, Little ML. Giving feedback in medical education: verification of recommended techniques. J Gen Intern Med 1998;13:111-116 「SP養成者のためのワークショップ」資料. DW Bullimore. Study skills and Tomorrow's Doctors. 津田 司. 医療面接の基本. 東京：日経メディカル社, 2000. 10) Cole, SA, Bird, J 著, 飯島克巳, 佐々木将人 訳. メディカルインタビュー. 東京：メディカル・サイエンス・インターナショナル, 2003. 藤崎, 他. 厚生科研報告書. プライマリ・ケアに関する総合的研究. 1991.

C. 研究結果

1. 指導体制

臨床研修を通じて歯科医師としての基礎を築き、それを生涯にわたって継続的に発展させるために、研修歯科医本人の努力はもとより、それを支援する指導体制の充実が欠かすことができない。とりわけ、日々研修歯科医に接する指導歯科医の果たす役割は大きい。

【1】管理者（通常は病院長）

(1) 単独型・管理型臨床研修病院（単独型・管理型相当大学病院を含む）の管理者。

(2) 管理者は、研修管理委員会の勧告又は研修歯科医の申し出を受けて、当該研修歯科医の臨床研修を中断することができる。

(3) 管理者は、研修歯科医の臨床研修を中断した場合には、当該研修歯科医の求めに応じて、速やかに、当該研修歯科医に対して、臨床研修中断証を交付しなければならない。

(4) 管理者は、研修管理委員会の評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修歯科医に対して、臨床研修修了証を交付しなければならない。

(5) 管理者は、研修管理委員会の評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修歯科医に対して、理由を付して、その旨を文書で通知しなければならない。研修の評価及び認定において、管理者は受け入れた研修歯科医について、責任を持って予め定められた研修期間内に臨床研修が修了できるように努めるべきである。また、研修歯科医が研修を中断した場合、管理者は担当指導医とともに研修歯科医に対し、適切な進路指導を行うべきである。

【2】研修管理委員会

(1) 臨床研修を行う病院において、臨床研修の実施を統括管理する機関をいう。

(2) 研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならない。

①当該病院の管理者又はこれに準ずる者

②当該病院の事務部門の責任者又はこれに準ずる者

③当該研修管理委員会が管理するすべての研修プログラムのプログラム責任者

④臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、すべての臨床研修協力施設の研修実施責任者

⑤管理型臨床研修病院においては、臨床研修病院群を構成するすべての協力型臨床研修病院の研修

実施責任者また、研修管理委員会の構成員には、当該臨床研修病院及び臨床研修協力施設以外に所属する歯科医師、有識者等を

含むことが必須である。

(3) 研修管理委員会は、研修プログラムの作成、研修プログラム相互間の調整、研修歯科医の管理及び研修歯科医の採用・中断・修了の際の評価等臨床研修の実施の統括管理を行う。

(4) 研修管理委員会は、研修歯科医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修歯科医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修歯科医の評価を行い、管理者に対し、当該研修歯科医の臨床研修を中断することを勧告することができる。

(5) 研修管理委員会は、研修歯科医の研修期間の終了に際し、臨床研修に関する当該研修歯科医の評価を行い、管理者に対し、当該研修歯科医の評価を報告しなければならない。

研修の評価及び認定において、研修管理委員会は、必要に応じて指導歯科医やプログラム責任者から各研修歯科医の研修進捗状況について情報提供を受けることに等により、各研修歯科医の研修進捗状況を把握、評価し、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう、プログラム責任者や指導歯科医に指導・助言する等、有効な研修が行われるよう配慮すべきである。研修管理委員会は年に何回ほど開催すべきかを明示し、管理型施設と協力型施設、協力施設との連携を密に行える手段を共有することが必要である。

【3】プログラム責任者

(1) 研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修歯科医に対する助言、指導その他の援助を行う者をいう。

(2) 1つの研修プログラムにおいて、2

0人以上の研修歯科医が臨床研修を受ける場合には、原則として、プログラム責任者とともに、副プログラム責任者を配置し、プログラム責任者及び副プログラム責任者の受け持つ研修歯科医の数が1人あたり20人を超えないようにしなければならない。

(3) プログラム責任者は、臨床研修を行う病院（臨床研修協力施設を除く）の常勤の歯科医師であって、指導歯科医及び研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならない。

①プログラム責任者は、研修プログラムごとに1人配置されることが必要であるが、研修実施責任者及び指導歯科医と兼務することは差し支えない。

②「指導歯科医及び研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有している者」とは、原則として、7年以上の臨床経験を有する者であって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験及び能力を有している者をいうものであること。この場合において、臨床経験には臨床研修を行った期間を含めて差し支えない。

③プログラム責任者は、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましい。

(4) プログラム責任者は、次に掲げる事項等研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修歯科医に対する助言、指導その他の援助を行う。

①研修プログラムの原案を作成する。

②研修歯科医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握し、研修プログラムに予め定められた研修期間の終了の時までに、すべて

の研修歯科医が臨床研修の目標を達成できるよう、全研修期間を通じて研修歯科医の指導を行うとともに、研修プログラムの調整を行う。

③研修プログラムに予め定められた研修期間の終了の際に、研修管理委員会に対して、研修歯科医ごとに臨床研修の目標の達成状況を報告する。

研修の評価及び認定において、プログラム責任者は、定期的に、さらに必要に応じて随時、各研修歯科医の研修における進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分があれば、その部分の研修が重点的に行えるように指導歯科医に情報提供する等、有効な研修が行われるよう配慮すべきである。

【4】研修実施責任者

(1) 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者をいう。

(2) 臨床研修管理委員会の構成員となることが義務づけられている。

研修の評価及び認定において、研修実施責任者は指導歯科医と同様の役割を担うのみならず、協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設などの代表者として、これらの施設における評価及び認定における業務を統括する役割を負う。

【5】臨床研修指導歯科医（以下「指導歯科医」という）

(1) 研修歯科医に対する指導を行う歯科医師をいう。

(2) 指導歯科医1人が指導を受け持つ研修歯科医は、5人までが望ましい。

(3) 指導歯科医は、常勤の歯科医師であって、研修歯科医に対する指導を行うため

に必要な経験及び能力を有している者でなければならない。

(4) 「必要な経験及び能力を有している者」とは、(ア)7年以上の臨床経験を有する者であって、指導歯科医講習会(財団法人歯科医療研修振興財団主催)等の指導歯科医のための講習会を受講している者。なお、都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましい。(イ)5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会(財団法人歯科医療研修振興財団主催)等の指導歯科医のための講習会を受講している者、あるいは(ロ)

大学又は大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院においては、5年以上の臨床経験を有する者であって、大学又は大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院に所属し、当該病院長が発行した臨床指導経歴を示す教育評価及び業績証明書を有する者。なお、臨床指導経歴には卒前臨床実習指導を含むこと。協力型施設として開業3年が経過しているものという制約があるが、管理型施設が認めた場合には協力型施設として登録させる。(例えば、永年大学での指導歴があり、大学を辞めて開業したような先生で是非協力型施設に登録させたいということもある。)

【6】研修歯科医の指導における歯科医師以外の医療スタッフの役割

研修歯科医の指導は指導歯科医をはじめとするすべての上級医(研修歯科医より臨床経験の長いすべての歯科医師をさす)が主体となっていくが、実は歯科医師以外の医療スタッフ(コメディカルスタッフ)も研修歯科医の教育において重要な役割を

担っている。

医療現場では様々な職種から構成される医療チームによって医療が行われているが、研修歯科医はこれらのスタッフと一緒に働くことを通じて、現場における様々な職種の実務を体験し、各スタッフのチーム内での役割と立場とを正しく理解することができるのである。さらに、指導歯科医の評価だけでなく、これらの医療スタッフからの評価をあわせ考えることにより、より公正で多角的な研修歯科医の評価が可能である。

「臨床研修病院の医療スタッフは全員、研修歯科医の指導者であり評価者である」という意識を共有できれば、研修歯科医の教育を病院全体で受け止めることができ、臨床研修の一層の質向上が望めるであろう。

2. 指導歯科医

【1】指導歯科医の選任と契約

プライマリ・ケアの診療能力を養成することを制度の中核理念とする本制度においては、指導歯科医の資格要件についても、省令上、「プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験及び能力を有していること」と規定されている。研修歯科医の教育に情熱を有し、一般的に頻繁に経験するcommon diseases についての幅広い臨床能力をもつことが、良き指導歯科医となるための「必要条件」と考えられるが、従来のが国の臨床研修は専門医志向のストレート研修が中心であったために、もともとそのような資質を有する人材は多くない。「教えることは学ぶことである」といわれるが、すでに専門医資格を有している指導歯科医においても、研修歯科医の実地指導又は指導歯科医講習会を通じて、いま一度プライマリ・ケアについて学ぶ努力が

必要とされる。

「指導歯科医」の選任を受けた歯科医師については、「勤務体制上指導時間を十分確保できること」が、研修病院としての適切な指導体制の一環として義務づけられている。病院の管理者及びプログラム責任者は、指導歯科医が研修歯科医の直接指導を行う時間及びその準備のために要する時間を適切に評価し、その分の臨床業務を軽減するように具体的な取り決めを行うことが望ましい。さらに、研修歯科医の指導に関連した業務が、従来からの臨床業務に上積みせざるを得ない状況においては、その分に対する適切な評価を具体的な形で行うことが必要であろう。指導歯科医の指導時間の確保については、研修管理委員会においてプログラムごとに十分に話し合われることが望ましい。

【2】指導歯科医の研修

新制度において新たに指導歯科医となった者の多くは、教育指導に関する知識や技術を体系的に身につけていなかったため、厚生労働省では研修病院における全国的な指導水準の確保を目的として、2泊3日、16時間以上を標準とするワークショップ形式での指導歯科医講習会の開催指針を公表し、講習を修了した指導歯科医に対しては医政局長名の修了証を発行することとした。これらの指導歯科医講習会等において、チーフタスクフォース（講習会企画責任者）又はタスクフォース（講習会世話人）を経験した者は、これ以後に開催される講習会でチーフタスクフォースとなる資格を獲得することとなっている。これらタスクフォース経験者は、自ら所属する臨床研修病院又は大学病院において指導歯科医講習会を

積極的に主催し、指導歯科医のみならず研修歯科医の指導に関わるスタッフ全員に対して、プライマリ・ケアにおける教育研修のノウハウを伝え、指導者の裾野をさらに広げるべきである。各研修プログラムが主催する寝食を共にしての指導歯科医講習会は、研修歯科医の指導に関わる者同士の親睦を通して、互いの意思疎通を容易にし、院内で教育研修を尊重するために極めて有効な手段であろう。

【3】指導歯科医間の連係

各研修科目を担当する指導歯科医は、研修歯科医がその研修科目を終了するときに、その研修プログラムが定める評価表の様式に従って、研修歯科医の評価を行わなければならない。研修歯科医の自己評価表がある場合には、研修歯科医の自己評価結果と指導歯科医の評価結果とを比較し、その結果に乖離がある場合には研修歯科医と十分に意思の疎通を図りその原因を究明すべきである。また、指導歯科医は担当する研修科目の研修期間中に厚生労働省の定める

「臨床研修の到達目標」の達成状況を経時的にプログラム責任者に報告し、その科目終了時における到達目標の達成状況を次の研修科目を担当する指導歯科医に申し送るべきである。

さらに、研修歯科医が研修を行う上で何らかの問題を抱えており、それがその指導歯科医の担当期間中に解決されなかった場合には、次の研修科目を担当する指導歯科医に申し送るべきである。なお、研修管理委員会の下部組織として、研修プログラムを運営するための指導歯科医等を構成メンバーとする実務レベルの委員会を組織し、そこにおいて指導歯科医間での情報の共有及

び問題点の解決に向けての話し合いのなされることが望ましい。

D. 考察

以上のように指導医としての資格、要件等を定めたが今後、指導医の受け入れ体勢を考慮しさらに受け入れ施設の実情にかなった実践可能なガイドラインに改変してゆく必要がある。

E. 結論

新歯科研修医制度における指導医の役割を明確にするため、指導体制として、管理者、研修管理委員会、プログラム責任者、研修実施責任者、臨床研修指導歯科医、研修歯科医の指導における歯科医師以外の医療スタッフの役割の基準を明示した。また指導歯科医が遵守すべき事項として指導歯科医の選任と契約、指導歯科医の研修、指導歯科医間の連係を定めた。

F. 研究発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
花田信弘、 安藤雄一、 今井 奨、 石井拓男、 星 佳芳、 高水正明、 野村義明	新歯科医師臨床 研修制度におけ る指導ガイドラ イン	花田信弘、 安藤雄一、 今井 奨、 石井拓男	国立保健医療 科学院ホーム ページ	国立保健 医療科学 院	埼玉県	2007	77頁

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
	なし				

新歯科医師臨床研修制度における指導ガイドライン (試行版)

はじめに

新医師臨床研修制度における指導ガイドラインの試行版は、国立保健医療科学院のホームページ上で公開されています。新歯科医師臨床研修制度における指導ガイドラインの作成にあたって、国立保健医療科学院の職員を中心に新医師臨床研修制度における指導ガイドラインを歯科医師向けに改変した「たたき台」を作成しました。

基本的には新医師臨床研修制度における指導ガイドラインから抜粋したため不具合や未完成の箇所も多い「たたき台」ですが、今後、研修歯科医の指導にあたる皆様方のご意見を頂戴しながら、改善を重ねていき、新歯科医師臨床研修制度における指導ガイドラインを完成させたいと考えております。

(厚生労働科学研究「新歯科医師臨床研修制度における研修歯科医指導に関する研究」担当者 一同)